

# 役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人 ねぐるみ会

## 社会福祉法人ねぐるみ会役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ねぐるみ会の役員及び各委員の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規定でいう役員等とは、理事、監事及び評議員、評議員選任解任委員、苦情処理第三者委員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び各委員の職務執行の対価として支払われるものである。

### (役員等の報酬)

第3条 理事に対しては各年度の総額が 9,000,000 円を、また監事に対しては同じく 1,000,000 円を夫々超えない範囲内で評議員会で別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

### (理事会の出席報酬等)

第4条 理事長及び理事が理事会に出席したとき（決議の省略により職務執行したときを含む）は、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができ、出席の都度現金にて支給する。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

### (役員等の勤務報酬等)

第5条 理事長が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合には、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 勤務報酬の支払いは本人から法人職務証跡資料の提出に基づき都度現金にて支給する。

### (監事の報酬等)

第6条 監事が理事会に出席したとき（決議の省略により職務執行したときを

- 含む)は、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 2 監事が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
  - 3 報酬の支払いは出席の都度現金にて支給する。

（苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

- 第 7 条 苦情対応第三者委員が理事会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができ、出席の都度現金にて支給する。
- また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
- 2 苦情対応第三者委員が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
  - 3 勤務報酬の支払いは本人から法人職務証跡資料の提出に基づき都度現金にて支給する。

（評議員の評議委員会の出席報酬等）

- 第 8 条 評議員が評議委員会に出席したとき（決議の省略により職務執行したときを含む）は、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができ、出席の都度現金にて支給する。

（評議員選任・解任委員会出席報酬等）

- 第 9 条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができ、出席の都度現金にて支給する。

（出張旅費）

- 第 10 条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表 3 により報酬及び旅費等を支給することができる。
- 2 旅費は、実費を支給する。
  - 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
  - 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
  - 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（兼務役員）

第 11 条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第 12 条 役員等は、法人職務証跡資料として、業務報告書の作成に協力するものとする。

(改正)

第 13 条 本規定の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より適用する。

令和 2 年 2 月 12 日改正

令和 2 年 10 月 12 日最終改正

役員報酬

別表 1 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会の出席報酬	10,000 円	円
監事監査指導報酬	10,000 円	円
苦情対応第三者委員報酬	7,000 円	円
評議員会出席報酬	10,000 円	円
評議員選任・解任委員出席報酬	10,000 円	円

別表 2 理事会以外、監事の監査業務以外、苦情対応第三者委員の本業務以外の業務

名 称	報酬の額(一時間)	実費弁償費
理 事 長	3,000 円	円
副 理 事 長	2,500 円	円
理 事	2,000 円	円
監 事	2,000 円	円
苦情対応第三者委員	2,000 円	円

別表 3

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
実 費	実費弁償	10,000 円	実 費

社会福祉法人ねぐるみ会